

陳 情 文 書 表（１７－４－その１）

- 1 受理番号 陳情第7号 平成29年11月9日受理
- 2 件 名 君津市における、受動喫煙防止対策に関する陳情
- 3 陳 情 者 住 所 千葉市中央区椿森2－16－15
団体名 新千葉県たばこ商業協同組合連合会
氏 名 会長 井 田 明 外1

4 趣 旨

受動喫煙防止対策を検討する際は、国政において議論された結果をスムーズに導入していただき、併せて各事業者の自主的な取り組みにご理解をいただけますよう要望いたします。

現在、国政において受動喫煙防止対策に関し、法制化による規制の議論がなされているものと承知しています。我々も受動喫煙は防止すべきであると考えています。

受動喫煙防止対策については、国政での議論結果を市民に丁寧に説明し混乱することなく、スムーズに導入することが最も重要なことだと考えます。もし、各自治体単位で、個々に異なる基準を検討するようなことが発生すると国と各自治体で基準が二重になり市民が混乱することは避けられません。加えて、自治体毎に異なる基準となると市民の混乱は増すばかりです。

千葉県においては、「飲食店等における喫煙環境を示す店頭表示の向上促進」が行われています。我々はその趣旨、取り組みに賛同しております。

また、当組合では、千葉県内各自治体が取り組んでいる、駅頭での喫煙所設置や自治体庁舎屋外の喫煙所設置等に協力をさせていただいております。今後も県内自治体からのご要請等に対し協力を惜しまない体制でおります。

このような各事業者の自主的な受動喫煙防止のための取り組みに、ご理解、ご支援をいただけますよう切にお願いいたします。

5 付託委員会 教育福祉常任委員会